第2号様式(規程第7条関係)

駐車場貸与申請書

　　　　年　　月　　日

　　北見工業大学長　　殿

現住所

　　　　　　　　　　　　　フリガナ

氏名

　　下欄記載の自動車の駐車場の貸与を受けたいので申請します。駐車場を含め宿舎の使用については、宿舎規程に反しないことを確約します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 自動車の車名・型式 | 　 | 自動車登録番号 | 　 |
| 自動車の所有者 | (本人との続柄) |
| 自動車の使用者 | (本人との続柄) |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | ◇ | 　 | ◇ | 　 |
| 　 | 　 | 　 |

駐車場貸与承認書

　　　　　　年　　月　　日

　　　　北見工業大学長

　　上記申請者に対し、下記のとおり駐車場の貸与を承認する。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 所在地 | 宿舎名及び戸番 |
| 　 | 　 | (　　　　―　　　　) |
| 指定保管場所 | 　 |
| 専用開始日 | 駐車場に係る宿舎使用料月額 | 備考 |
| 年　月　日 | 円　 | 裏面の貸与の条件参照 |

　・駐車場の貸与の条件

　　(1)　被貸与者(駐車場の貸与を受けている者をいう。以下同じ。)は、善良な管理者の注意をもって駐車場を使用しなければならない。

　　(2)　被貸与者は、駐車場の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは駐車場の用以外の用に供し、又はその承認を受けないで改造その他の工事を行ってはならない。

　　(3)　被貸与者は、その責に帰すべき事由により駐車場を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。

　　(4)　天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により駐車場が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は被貸与者が負担しなければならない。

　　(5)　被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に自動車の保管場所を明け渡さなければならない。

　　　イ　役職員でなくなったとき。

　　　ロ　死亡したとき。

　　　ハ　出向、配置換、勤務する就業場所の移転その他これらに類する事由により宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

　　　ニ　駐車場について大学の事務又は事業の運営の必要に基づき、その明渡しを請求されたとき。

　　　ホ　駐車場の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

　　(6)　被貸与者は、本学が工事等宿舎の維持管理のため、一時的に駐車場の明渡しを請求した場合には、これに従わなければならない。

　　(7)　被貸与者が駐車場を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに明け渡す日を届け出るとともに、駐車場を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときはこの限りでない。

　　(8)　被貸与者は、その使用する自動車の車名・型式、登録番号等に変更が生じた場合には、速やかに本学へ届け出なければならない。

　　(9)　宿舎の維持管理の必要に基づいて、本学において駐車場を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。

　　(10)　駐車場における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については、本学は一切その責任を負わない｡

　　(11)　上記のほか、被貸与者は、駐車場及び自動車の使用についての指示に反してはならない。